

選 択 約 款
(業務用季節別契約)

平成21年9月1日

岡山瓦斯株式会社

平成21年8月5日届出

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 延滞利息	3
9. 料金及び延滞利息の支払方法	4
10. 単位料金の調整	4
11. 需給契約の補償料	5
12. 名義の変更	7
13. 契約の変更または解消	7
14. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料の精算	7
15. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	7
16. 本支管工事費の精算	8
17. 緊急調整時の措置	8
18. そ の 他	8
付 則	9
(別 表)	
1. 料金および消費税等相当額の算定方法	10
2. 料 金 表	11

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、中国経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を中国経済産業局長に届出の上、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものといたします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。
(小数点以下切り捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、1月検針分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から4月検針分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。
(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「その他期」とは、4月検針分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月検針分(11月検針日の翌日から11月検針日まで)までをいいます。「冬期」とは、12月検針分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月検針分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までをいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。

(11)「基本料金」とは、別表に定める定額基本料金と流量基本料金の合計をいいます。

(12)「単位料金」とは、10に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が819立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じていただくことができる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用をお申し込みいただく場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただくものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

契約最大使用量

契約年間使用量

契約年間引取量

契約月平均使用量

契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社とその他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約が行われた場合には、今回の検針日および解約が行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量は、負荷計測器またはガスメーターにより算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客様負担といたします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、お客様と当社の協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「支払期限日」といいます。)が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消された場合、またはガスの使用を一時停止された場合、その月の基本料金は(1)にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 延滞利息

- (1) お客様が支払い期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落した場合

料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント

(1円未満の端数切捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表1(6)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) により算定した平均原料価格が(2) に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記、の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

基準平均原料価格(トン当たり)

63,720円

平均原料価格(トン当たり)

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりブタン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が101,950円以上となった場合は、101,950円といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9752

+ トン当たりブタン平均価格 × 0.0269

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

11. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料および契約最大使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{aligned} \text{最大使用量} \\ \text{倍率未達} \\ \text{補償料} &= \left(\left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量の} \\ \text{600倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \\ &\quad \times \left(\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別契約} \\ \text{量に各月の単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right) \end{aligned}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額に相当する額(小数点以下切り捨て)をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月当たり平均実績使用量 / 最大需要期の1か月当たり平均実績使用量) × 100をいいます。(小数点以下切り捨て)〕が、75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{aligned} \text{年間負荷率未達補償料} &= \left(\left(\begin{array}{c} \text{負荷率75パーセントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \\ &\times \left(\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別契約} \\ \text{量に各月の単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right) \end{aligned}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額に相当する額（小数点以下切り捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

（3）契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\begin{aligned} \text{契約年間引取量未達補償料} &= \left(\left(\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \\ &\times \left(\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別契約} \\ \text{量に各月の単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \end{array} \right) \end{aligned}$$

（4）契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\begin{aligned} \text{契約最大使用量超過補償料} &= \left(\left(\begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{当たりの実績} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{流量基本料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2 \end{aligned}$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定して

いる場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

12. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

13. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合、および11の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

14. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、13(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、もしくは13(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料の精算は行いません。

15. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、13(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、もしくは13(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結されない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \text{基本料金相当額}$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結される場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約量から変更される場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{前契約の1} \\ \text{か月当たりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月当たりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月か} \\ \text{ら前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right)$$

16. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消されるとともにガスの使用を廃止される場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

17. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって引きいたします。

また、11の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ & \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \quad & \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ & \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \end{aligned}$$

18. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、平成21年9月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成21年9月1日から平成21年9月30日に属する料金算定期間の料金は、平成21年8月31日まで適用の選択約款（業務用季節別契約）に基づき算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を

適用いたします。

料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

(5) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

(6) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切捨て)

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

定額基本料金

1 か月につき	31,500.00 円
---------	-------------

流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,260.00 円
-------------	------------

(2) 基準単位料金

区 分	その他期	冬 期
1 立方メートルにつき	104.17 円	114.58 円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。